

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度改革の概要 および 税率改定

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。この法律は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(以下「プログラム法」という。)に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるものです。これにより、平成30年4月から、これまでの区市町村に加え、都道府県(東京都)も国民健康保険制度を担うことになりました。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの制度見直しにご理解とご協力をお願いします。

＝ 制度改革の背景 ＝

国民健康保険は「国民皆保険」の最後の砦です。国民健康保険を将来にわたって堅持しなければなりません。次の課題を抱えています。

- (1) 増大する国民医療費(平成24年医療費約40兆円)
入院医療費、75歳以上の医療費、医療の高度化などによる医療費が毎年約1兆円増加している。
- (2) 少子高齢化の進展による現役世代の負担増
平成24年度一人当たり給付費実績は、若人の16万円に対し、後期高齢者は85万円の約5倍である。
- (3) 国保加入者の構造的な問題
 - ① 被保険者の年齢が高く、医療機関を受診する機会が多いため医療費水準が高い
 - ② 被保険者の所得が少ない
 - ③ 上記①②の結果として、所得に対する保険税負担が重くなる

＝ 制度改革の経過 ＝

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す「社会保障・税一体改革大綱」が平成24年2月に閣議決定され、その大綱に基づく「社会保障制度改革推進法」に基づき設置された国民会議の報告書「法制上の措置の骨子」が閣議決定され、平成25年12月にその骨子に基づくプログラム法が交布され、社会保障制度改革の全体像が明示されました。このことにより、平成27年5月に改正法が成立しました。

＝ 制度改革のポイント ＝

- (1) 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させます。
- (2) 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。
- (3) 国の責任として、全国で約3,400億円の追加的な財政支援(公費拡充)が行われます。

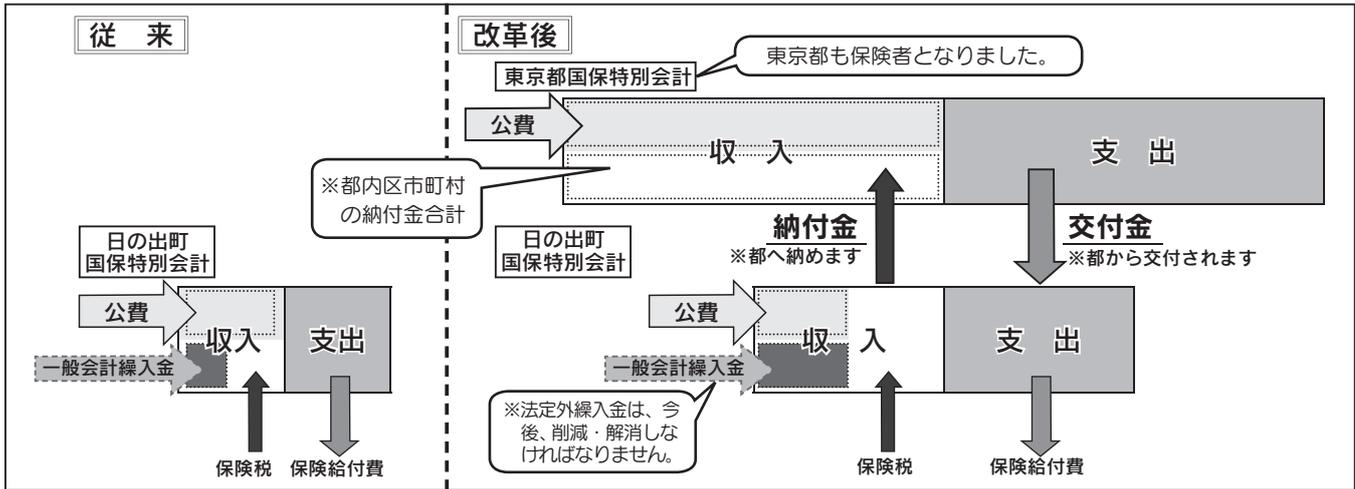
新しい財政運営の仕組み

- 東京都内で保険料負担を公平に支え合うため、東京都が区市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金(保険税で負担すべきもの)の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として区市町村に対して支払います。また、区市町村は、国民健康保険事業費納付金を東京都に納めます。これにより、区市町村の国保財政は従来と比べて大きく安定するとされています。
- 東京都は、区市町村ごとの標準保険税率を提示(標準的な住民負担の見える化)し、区市町村間で比較できるようになります。

激変緩和措置

新制度移行に伴い、被保険者の保険税負担が急激に上昇することがないように、納付金を算定する際の配慮、都繰入金による配慮、特例基金による配慮により、大きく一人当たり保険料が上昇する区市町村には激変緩和措置がなされています。日の出町においても激変緩和措置を受けています。納付金決定額は激変緩和措置後の額です。

財政運営のイメージ図



保険税の賦課・徴収

区市町村はこれまで個別に保険給付費（医療費）を推計し、保険税負担額を決定してきましたが、今後は東京都に納付金を納めるため、東京都の示す標準保険料率等を参考に、保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。また、東京都が区市町村とともに定めた「運営方針」により、保険税負担緩和・決算補填等を目的とする繰入分（法定外一般会計繰入金）については、給付と負担の関係が不明確になること、加入者以外の住民にも負担を求めることになることから、解消が求められています。日の出町では、被保険者への影響等を勘案し、計画的・段階的に保険税率の見直しを図ってまいります。

東京都が算定した現行保険税相当額との比較

都が算定した平成30年度1人当たり保険税額（激変緩和措置後）は、赤字補填のための法定外一般会計繰入を行わないものと仮定した額です。「2年分伸び率」が東京都平均より高い原因として、前期高齢者の割合が高い保険者に交付される交付金や一般会計からの繰入れなどにより、日の出町はこれまで保険税が医療費と比較して低額に抑えられてきたことが考えられます。

1人当たり保険税額	30年度算定額 (A) 〈法定外一般会計繰入前〉	28年度保険料額 (B) 〈法定外一般会計繰入後〉	2年分伸び率 (A / B)
東京都平均	148,916円	118,172円	126.0%
日の出町	136,563円	92,847円	147.1%

＝ 平成30年度の日の出町国民健康保険税率を改定します ＝

日の出町の国民健康保険税については、これまで被保険者の負担を緩和するため、法定外の一般会計繰入金による補填をしつつ、税率改定を行ってまいりました。しかし、今回の制度改革の新たな納付金制度の導入により、町は、納付金を納めなければならないこと、また、国の方針により法定外の一般会計繰入金を今後、解消していかなければならないことなどから、国保運営協議会へ国保税率の改定について諮問いたしました。計3回の審議を行い、国保財政健全化に向け、改定はやむを得ないとする答申を頂きました。これに基づき、平成30年3月、日の出町議会で、国民健康保険税率改定の条例を提出し、議決をいただきました。改定内容は表のとおりです。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険税率の改定内容

内訳		平成29年度	平成30年度	差
基礎（医療） 賦課分	所得割	4.92%	5.04%	+0.12
	均等割	26,000円	28,200円	+2,200円
後期高齢者 支援金等 賦課分	所得割	1.48%	1.52%	+0.04
	均等割	9,300円	10,000円	+700円
介護納付金 賦課分	所得割	1.33%	1.38%	+0.05
	均等割	11,000円	11,300円	+300円

※税率の改定を平成30年4月1日に行います。（国民健康保険税の引き上げとなります）

納付金は、都内国保被保険者の医療費の増減はもとより、日の出町国保被保険者の医療費の増減についても影響することから、今後、被保険者の健康の保持増進を図るため、特に保健事業に力を注ぎ、医療費の抑制・適正化に努めてまいります。

問 町民課 保険年金係 内線 284